

② 農業委員の選出方法が変わります

これまでの選挙制度



市町村長による任命制へ



従来の選挙制度から市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に変更されました。

市町村長は、あらかじめ地域の農業者や農業団体に推薦を求めるとともに公募も行います。透明性・公平性を確保するため、推薦と応募の結果は公表することになっています。



認定農業者を過半数に 利害関係のない委員も任命へ

農業委員定数の過半数は認定農業者でなければならないことになりました。また、農業経営をしていない利害関係のない者（中立委員）も1名以上任命するとともに、女性や青年の積極的な登用を図ることになりました。

③ 農地利用最適化推進委員が委嘱されます

農地等の利用の最適化や担い手の育成・支援を積極的に推進するため、農業委員会の中に農地利用最適化推進委員の制度が新たにできました。

農業委員会では、農地等の利用の最適化の推進に識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱することになります。（農業委員と同じように推薦・公募をし、応募結果を公表します。）

農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化を推進するため、担当地域で担い手農家への農地集積、耕作放棄地の発生防止・解消等を行い、農地の有効利用を図ります。

4月1日から農業委員会制度が新しくなります！

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が昨年8月28日に国会で可決され、本年4月1日から施行されることにより、農業委員会等に関する法律が大きく改正されました。

今回の制度改正は、戦後、農業委員会制度が発足して以来最も大きな改革です。農業の現場における様々な課題解決に向け、引き続き農地制度の的確な運用、農地や担い手を守る取り組み等に努めるとともに、農地中間管理機構との連携やJA等関係団体等との協力を強化してまいります。

阿見町の農業委員定数は、これまでの20名から10名に変更

新たに農地利用最適化推進委員10名を委嘱

（任期は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間）

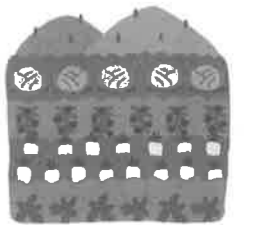


新しい農業委員会制度 3つのポイント

① 農業委員会の役割が強化されます

国では、農林水産業・地域の活力推進プランにおいて、今後10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立を目標に掲げました。これを達成するため農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の業務として位置づけられました。

今回の制度改正により、農業委員会は農地法に関する許認可だけでなく、農地等の利用の最適化の推進に積極的に取り組んでいくことが定められました。



○農地等の利用の最適化の推進とは

1. 農地として利用すべき土地の利用の確保
2. 農業経営規模の拡大
3. 耕作事業に供される農地等の集団化
4. 新たに農業を営もうとする者の参入の促進